

第30回 全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会岩手大会 —教育相談分科会の内容を中心に—

I. はじめに

平成18年度の全国特殊教育センター協議会は、岩手県立総合教育センターを主管に「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして」を研究主題に掲げて、平成18年10月26・27日に行われた。開会式に続く講話は、文部科学省特別支援教育課課長補佐（併）軽度発達障害支援専門官の古川聖登氏の「特別支援教育制度の本格実施と今後の展開」であった。総会では、本協議会の名称変更並びに規約及び申し合わせ事項の一部改正等の議事があった。

記念講演は、岩手県立中央病院救急医療部次長兼診療部小児・周産期センター長、前多治雄氏の「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして—特別支援教育と医療—」であった。2日目は「教育相談」「研修」「調査・研究」「管理・運営」の4分科会に分かれて、それぞれのテーマで研究協議が行われた。本稿では、「教育相談」の分科会について報告する。

平成18年度の教育相談分科会の主題は「地域でのネットワークづくりと支援体制の在り方」であった。この主題を踏まえ、沖縄県立総合教育センター大城政之氏から「教育相談における地域ネットワークの在り方—離島における教育相談ネットワークの取り組み—」と、千葉市養護教育センター金澤義廣氏から「学校の体制整備に向けた支援の在り方」の発表があった。

II. 発表の概要

発表テーマ1：教育相談における地域ネットワークの在り方 —離島における教育相談ネットワークの取り組み—

沖縄県立総合教育センター 特殊教育課
指導主事 大城 政之

1 離島における特別支援教育の現状

沖縄県は、人口約136万人で、点在する160の島々（有人島40島）からなり、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然環境や文化・歴史的遺産を有している。

離島地域では、専門医等の人的資源が乏しい上に、教育、福祉、保健・医療等の関係機関が連携した障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備が不十分である。

2 巡回就学相談の現状

県立総合教育センター特殊教育課は、昭和56年から「障害児巡回就学相談事業」として、沖縄本島にとどまらず離島地区においても医師等の専門家を派遣して就学・教育相談を実施している。平成17年度は、県内全域14会場で実施し、200名余の相談に対応してきた。

予算の縮小に伴い、巡回就学・教育相談の開催場所が年々縮小されつつある現状では、各市町村教育委員会及び各自治体においても、独自の就学・教育相談を実施することが求められる。

今後、県立総合教育センター特殊教育課は、これまでの事業を見直しする中で、各自治体の要請に応じて指導主事を派遣する等、各自治体等とのネットワークの整備充実が重要となる。

3 離島地区の地域資源

離島地区における、障害のある幼児児童生徒への支援は、これまで市町村役所（福祉保健課等）、福祉保健所、県立病院、障害者施設、養護学校がそれぞれの機能に基づいて行われてきた。特に、福祉保健所の保健師は、地域の障害のある乳幼児の支援を継続して行い、医療機関や福祉行政への橋渡しを行っていた。しかし、関係機関の連携した就学後の養育・療育支援が、学校教育への支援内容等の引き継ぎが十分でなかった状況があった。

このような現状を鑑み、県福祉保健部は、平成15年度から「障害児（者）地域療育等支援事業」を立ち上げ、「障害児（者）地域療育等支援コーディネーター」（以下、「地域支援コーディネーター」という。）が、離島地区を含めて8ヵ所に配置された。地域支援コーディネーターは、地域生活を支援するコーディネーターの職務と在宅支援訪問療育、在宅支援外来療育、施設支援一般指導等を行い、福祉と教育機関等をつなぐパイプ役となり、その実績を通して各関係機関が連携を密にすることの重要性が認識されるようになった。

4 地域ネットワークの構築（宮古島地区の例）

地域の各関係機関が密に連携を図るためには、地域の各機関の提供するサービス（事業）を共通確認し、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援が図られるように、関係者が話し合いの場を設け、支援の具体的な内容を検討することが必要である。また、このような関係機

関をつなぐ役目としては、教育機関（学校、市町村教委等）が積極的な関わりを持ちながら地域ネットワークを構築することが重要となる。

特に、限られた地域資源しかない離島にとっては、地域ネットワークを構築することが最重要課題でもあった。

沖縄本島から南西300kmに位置する人口約5万人の宮古島地区には、県立の知的障害養護学校1校が設置され、知的障害に加え、視覚障害や肢体不自由等の児童生徒も在籍しており、総合的な養護学校としての機能を果たしている。また、養護学校と特殊学級17学級（16校）が「宮古地区特別支援教育研究会」を発足させて、島内の特別支援教育担当者同士で情報交換を行い、連携を深めている。

宮古島地区では、障害のある幼児児童生徒を抱える保護者等は、診断に関しては、病院や福祉保健所を利用し、療育相談については、児童相談所や医療法人が行う巡回療育相談を利用し、就学、教育については、養護学校を利用していた。

しかし、その相談の窓口は一本化されておらず、各機関が実施する相談時期が同じ時期に行われ、保護者等は、どこで相談を受ければ良いのか混乱を招いていた。

平成15年度から、宮古養護学校を中心とする特別支援教育の推進と障害児（者）地域療育等支援事業や国立大学法人琉球大学のサポートが入るようになり、これまで、別々に実施されていた相談事業を一本化する機運が生まれてきた。

相談事業の一本化に向けては、医療・福祉・保健系を中心としたネットワークをまとめていた地域支援コーディネーターが保護者からの療育相談の窓口になり、関係機関をつなぐ調整役を担った。また、教育系を中心としたネットワークをまとめていた宮古養護学校は、教育委員会や市町村教育委員会と連携して、県立総合教育センターの巡回相談を保護者へつないでいった。この二つのネットワークを統合する形で新たなネットワークの構築が、平成17年度に一つの形を形成し、実施に至った。

この中で、特に小学校、中学校では、各校の特別支援教育コーディネーターが宮古養護学校のコーディネーターとのネットワークを構築し、特別支援教育の体制整備を進める形で、就学前と就学後の障害のある幼児児童生徒の支援を継続することができるようになった。

5（事例）地域ネットワークを活用した巡回相談

平成16年度まで、県立総合教育センター特殊教育課が実施してきた巡回教育相談は、教育センター嘱託医と就学相談員（14校の養護学校の教員に委嘱している）を中心に、単独で行われてきた。しかし、その開催時期が福祉、保健機関が行っている巡回療育相談と同時期に開催されていた

ために、保護者の混乱を招いていた。

この反省を受けて、平成17年度から、地域支援コーディネーターが市町村教育委員会と連携して、巡回教育相談と巡回療育相談を同会場で同時開催することとした。

理学療法士や作業療法士を中心とする療育相談コーナー、医師を中心とする医療相談コーナー、教育センター委嘱の養護学校教員や大学教員を中心とする教育相談コーナーを設けて相談活動を展開した。

保護者にとってはニーズに応じて相談窓口を選択し、必要なアドバイスを受けることができたということで、その評価は高かった。

このような相談活動を通して、各関係機関が地域ネットワークの有効性を確認し、ニーズに応じた支援体制のひな型を構築することができたと思われる。

平成17年度からスタートした宮古島地区における地域ネットワークを活かした相談活動は、特に、市町村教育委員会の役割と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることができたが、ここに至るまでには、地域支援コーディネーターや琉球大学、宮古養護学校の積極的な介入によって、「点」であった各機関がつながりを持つことで一つの「線」を生むことになった。この「線」がいくつも重なることで多面的な支援体制が構築され、障害のある幼児児童生徒やその家族への具体的な生涯につながる「とぎれない支援」が展開されることになる。

6 今後の課題

地域ネットワークの構築は、宮古島地区の成果を見る限り、人的なネットワークの構築から始まっていた。すなわち、関係機関の担当者同士が直接顔を合わせ、話し合いの場を共有するところから始まり、次第に組織間ネットワークへと引き継がれていった。

障害のある児童生徒が学校に在籍している期間については、教育委員会や養護学校等を含めた各学校が中心となって、地域の関係機関とのパイプをつなぎ、活用していくことが地域ネットワーク構築の鍵になるものとする。

沖縄県には、宮古島以外にもニーズのある離島は散在しており、離島地区における特別支援教育に係るネットワークづくりは、今後も続けられる大きなプロジェクトである。

平成17年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会が設置され、各教育事務所ごとに地域特別支援連携協議会が同時に設置された。すべての教育事務所は、離島地区を管轄しており、散在する各離島地区にも広く支援の手が広がることをめざしているが、まだ、具体的な取り組みは進められていないのが現状である。

平成18年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会内に、ワーキンググループとしての「検討部会」が設置され、離

島地区を含めた支援体制構築の具体的な施策の検討が進められている。特に、平成18年度からは、県が推進してきた地域療育等支援事業が各市町村に移管されることを受けて、これまでの地域支援コーディネーターの役割を市町村が実施することになり、各自治体にとっては、人材の確保や具体的な支援の取り組みが問われてくる。

社会情勢に応じて、支援体制の在り方も変容を余儀なくされることと思われるが、今後の特別支援教育の推進を含めて、障害のある幼児児童生徒の支援につながる地域ネットワークの構築のために、以下を課題としたい。

- (1) 障害のある幼児児童生徒とその家族が安心して生活できるためにも、地域における関係機関が必要に応じて適切な支援を受けられる体制を整備する。
- (2) 「個別の支援計画」が「途切れない支援計画」になるよう、福祉・保健機関から教育機関へ、教育機関から福祉・労働機関への引き継ぎを適切に行う。
- (3) 人的なネットワークから組織的なネットワークへ拡がるために、関係職員の人事異動に伴う連携機能の低下を防ぐ。
- (4) 広域特別支援連携協議会と地域特別支援連携協議会の機能の充実を図る。

7 おわりに

本報告では、本県の離島の一つである宮古島地区における地域ネットワークの状況をまとめた。平成19年度から、学校教育法の一部改正に伴い、特別支援教育が本格的に整備充実の時期を迎え、離島を抱える各自治体は、すべての障害のある幼児児童生徒が、平等に「途切れない支援」が受けられるよう、地域ネットワークの充実に向けて、具体的な取り組みが望まれている。

発表テーマ2：学校の体制整備に向けた支援の在り方

千葉県養護教育センター 主任指導主事
金澤 義廣

1 千葉市における特別支援教育の現状

(1) 特殊学級・養護学校の設置状況

①市内の公立学校数・児童生徒数（H18.5.1現在）

	市立小学校	市立中学校	市立養護学校	合計
学校数	120	56	2	178
児童生徒数	51,604	21,638	226	73,468

②特殊学級等の状況

○特殊学級の障害種

- ・知的障害、情緒障害、言語障害、難聴、病弱、虚弱

○通級指導教室の障害種

- ・言語障害、情緒障害

○特殊学級等の設置率

- ・小学校 32.5% ・中学校 25.0% ・全体 30.1%

(2) 通常の学級に在籍する軽度発達障害児童生徒の割合 市立全小・中学校を対象にした実態調査結果（平成15年度）

- ・小学校1.7% ・中学校1.0% ・全体1.5%人

- ・人的配置を要望する学校が71%→調査結果を指導員配置の予算要望に活用→16年度に8名の指導員確保→17年度16名に増員

(3) 千葉市の小・中学校における特別支援教育体制の状況（17年度・文部科学省調査）

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの校務への位置づけ
- ・個別の指導計画の作成
- ・巡回相談の活用

2 千葉市養護教育センターからの学校等への支援

(1) 学校への支援

- ・特別支援教育指導員配置事業（後述）
- ・学校訪問相談員派遣事業（学校からの要請や指導員配置校へ派遣しての指導助言）
- ・教員向け指導資料（国語編、算数編、ソーシャルスキル編Ⅰ・Ⅱ）、センターだよりの発刊
- ・特別支援教育推進に関する研修・公開講座等の実施（全20講座）
- ・特殊学級・通級指導教室への支援（新設特殊学級等への指導用備品配当、教室改修）

(2) 児童生徒・保護者への支援

- ・障害のある子どもの学校生活サポート事業（移動等を支援するためのボランティアの派遣）
- ・教育相談活動（来所相談、電話相談、医療相談、土曜教育相談）→必要に応じて学校訪問や療育センター・児童相談所等と連携
- ・軽度発達障害児を対象としたグループ活動（4グループ）及び宿泊学習（2泊3日）
- ・特殊機器の貸出（階段昇降機、拡大読書器、FM補聴器、体験学習用車椅子等）

3 学校の体制整備に向けた特別支援教育指導員配置事業

(1) 目的

通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動が困難な状況にあり、緊急に対応が必要な学校に対して、一定期間（原則半年間）、特別支援教育指導員を配

置いて対象児童生徒の状況の改善及び校内支援体制整備を図る。

(2) 指導員の資格・勤務等

- ・小・中学校の教員免許を取得している者
- ・大学等で障害児教育又は教育心理の課程を履修している者
- ・週3日14時間勤務（非常勤職員）
- ・指導員の資質・指導力の向上を図るため、配置前研修及び月1回の研修を実施。
- ・対象児の学習面や対人関係等の社会性の育成をめざした支援を行う。

(3) 指導員配置対象児の状況

①校種・学年（前期・後期と継続して配置している場合は1名として集計）

校種	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
16	2	4	2	4	2	1	15	1	0	0	1	16
17	8	6	5	3	4	2	28	0	2	0	2	30
18	3	10	5	3	6	0	27	0	1	0	1	28
合計	13	20	12	10	12	3	70	1	3	0	4	74

②障害の種類（医者の診断はないが、行動面等で疑いがあると思われる子を含む）

年度	ADHD	高機能自閉症	アスペルガー	広汎性発達障害	その他	合計
16	10	1	0	5	0	16
17	17	10	1	1	1	30
18	20	1	2	3	2	28
合計	47	12	3	9	3	74

(4) 指導員配置後の状況調査の実施

- ・指導員配置対象児童生徒の状況（実態調査シートでの把握を含む）
- ・校内委員会の活動状況
- ・個別の指導計画の作成状況
- ・他の支援を必要とする児童生徒への対応状況

(5) 指導員配置事業の成果と課題

①成果

- ・担任と指導員との連携した指導により対象児童生徒の状況が7割方改善
- ・校内委員会の開催・対象児童生徒の個別の指導計画の作成は100%実施
- ・担任の対象児童生徒への理解や適切な対応の定着、他の教職員の意識の向上

②課題

- ・行動面の改善後の学習支援
- ・校内委員会の在り方（個別の指導計画の作成・修正・評価や学級への支援計画の検討の場に）
- ・管理職を含めた教員の特別支援教育の推進に向けた意識の向上

Ⅲ. 協 議

上述した二つの発表を踏まえて、質疑と協議が行われた。

1 質疑と協議

沖縄県の発表に対して、連携する際の資料の内容や活用についての質問があり、決まった様式のファイルやシートのようなものは、作成していない旨の回答があった。しかし情報を共有するため、地域療育等支援コーディネーターが保護者からの情報を一つにまとめる取り組みをしているという発言があり、それは保護者が了解しているのか確認があった。また、地域療育等支援コーディネーターの人数について質問があり、沖縄県全体で8人、本島で6人という回答があった。

千葉市の発表に対して、指導相談員になるのは、どのような人かという質問があり、教員OBであること、指導員には4月に研修があること、月に1回レポートを持ち寄った報告会があること、その取り組みに対してセンターで指導助言を行っていること等の回答があった。指導員の学級への入り方について質問があり、それについては、学級みんなのために入ってもらう形でクラスに入りながら、その子を取りまく子どもたちも育てていくようにし、個別で対応が必要な場合には対応する、という回答があった。

協議では、個人情報の取り扱いの問題、巡回相談の実践、幼稚園・保育所とセンターとの連携等について、情報交換が行われた。

2 まとめ

1) 協議のまとめと研究所からの依頼

当研究所の小林が、分科会での協議を以下のようにまとめた。

島が点在している県、山が地域を分断している県等、様々な物理的状況が地域にはあるが、それぞれの地域の状況に合わせて、様々な機関と連携しながら教育相談を実施している。例えば、沖縄県のように地域の療育機関と教育機関が連携のとれている地域では、教育センターがどのような役割を果たしていくのかを検討していくことが必要であろう。また、発達障害のある子どもの保護者へ理解を促すためには、子育て支援という日常の場からスタートする支援

が大切であり、母子保健や保健師との連携も重要である。限られた時間と人と予算の中で工夫していることを出し合い、それぞれの地域に合わせて生かすように考えていくことがこの協議会の重要な意義だと考える。

また、当研究所教育相談部では、全国の特殊教育センターにおける教育相談活動の状況を把握し、連携を深め情報交換を進めていくことを目的として「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」を実施しているの、調査への回答を依頼した。なお、この調査結果については、本年報の31ページに掲載した。

2) 事情聴取の結果から

以下に、事情聴取結果の傾向について報告する。

(1) 平成18年度事情聴取集録から

教育相談に関する事項について56機関からの事情聴取の結果を概観し、各地域の教育センターが実施している教育相談についてその傾向をまとめた。

1) 特別支援教育に関する教育相談の対象者

全56機関のうち、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者を教育相談の対象としている機関が53機関、幼稚園・小学校・中学校・高等学校（以下、幼・小・中・高と略す）の教員を対象としている機関が53機関という結果であり、ほとんどの教育センターで、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者及び幼・小・中・高の教員を対象としていた。相談対象者の年齢別内訳では、3歳未満児の教育相談は約7割の機関で行われていなかった。一方、高校生の教育相談は、巡回・要請相談は少ないが、来所相談や電話相談は6割から7割の機関で1～50件の相談を実施していた。また卒業後にも巡回・要請相談を実施している機関がみられる。

2) 早期の教育相談の実施について

連携機関として「医療機関」「療育センター」「児童相談所」「相談センター等」「発達障害者支援センター」を11機関が挙げている一方で、「保健・福祉・医療機関との連携」を実施上の課題としてあげている機関も12機関あり、早期の教育相談の実施状況が二分されてきている状況が伺われる。

3) 学校と連携した教育相談の実施の課題について

① 盲・聾・養護学校との連携

盲・聾・養護学校と連携した教育相談の実施について、昨年度は「教育相談担当者の養成や専門性の向上」(13機関)が多く機関の課題であった。しかし、今年度は、「情報収集及び共有の場の確保」(11機関)、「センターの機能との関連、連携」(10機関)が多く機関の課題となり、地

域のシステムの構築が課題となってきたことが推測される。

② 幼稚園・保育園との連携

幼稚園・保育園と連携した教育相談の実施では、「障害についての理解や対応」が、昨年度は、11機関で挙げられていたが、今年度は14機関から挙げられている。幼稚園・保育園への理解啓発には、引き続き、目が向けられていることが示されている。

③ 小・中学校との連携

小・中学校と連携した教育相談の実施では、「個人情報の保護」(8機関)、「教員、保護者への理解及び啓発」(8機関)を課題としている機関が多かった。昨年度の課題としてあげられていた「連携の在り方(相談機関,各学校)」(11機関)「学級での子どもの理解と対応」(10機関)に関しては、より具体的な内容として表現されており、小中学校とのかかわりが深まってきていることが予想される。

④ 高等学校との連携

高等学校と連携した教育相談の実施では、「特別支援教育についての理解・啓発」(27機関)をセンターの5割弱が課題としてあげている。

以上のようにセンターと学校との連携の課題は校種によって異なっており、さらにその課題が変わってきていることは、特別支援教育の振興の現れとして受けとめることができる。一方、幼稚園・保育所や高等学校との連携の課題は、特別支援教育の拡大を進めていく上での課題として受けとめることができる。

IV. おわりに

今回の分科会における沖縄県の発表は、教育委員会が行う巡回教育相談と福祉・保健機関が行う巡回療育相談を同時に同一会場で開催することにより、市町村教育委員会と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることにつながった事例であった。離島という限られた資源の中では、各機関がそれぞれに活動することも重要だが、連携し、協力し合うことでそれぞれの機関の役割分担が明確になり、島の住民の生涯にわたる支援が展開される可能性がある。相談会の開催をきっかけにネットワークが構築された地域の実践発表であった。この実践は、離島に限らず、過疎の地域にも参考になる実践ではないかと考えられる。

一方、千葉市の発表は、小・中学校に特別支援教育指導員を配置することにより、小・中学校の校内支援体制の整備を推進した実践例であった。指導員を派遣するだけでなく、教職員を対象とした研修の実施や教育相談活動も行っている。その結果、校内委員会の開催や対象児童生徒の個

別の指導計画作成は100%行われ、小・中学校の教職員の特別支援教育に関する意識の向上が成果として現れている。指導員等が小・中学校に入り込むことによって、小・中学校の校内支援体制が構築されるとともに、子どもの見方や対応が多様になった実践発表であった。この実践からは、校内支援体制が機能するように小・中学校に積極的に働きかけていくことの重要性を示している。

特別支援教育という大きな流れの中で、教育相談活動は、大きな位置を占めてきていると考えられる。特に教育センターは、個別の相談を対象とするだけでなく、学校という組織を対象にコンサルテーションを実施することも必要

になってきている。また、特別支援学校や関係機関と連携しながら地域の相談活動を行うこともある。教育的ニーズのある子どもがより豊かに、そして生活しやすくするために、教育相談は重要な役割を果たしている。この教育相談活動をどの様に充実していくかのヒントは、実際に担当している者同士の情報交換の中から、見いだせる可能性も大きい。このような意味から、この全国特殊教育センター協議会は重要な役割を果たしている。本研究所の教育相談部も各地の教育センターとの連携を深め、この協議会を通して、情報の収集や提供について協働してすすめていきたいと考えている。
(文責：小林倫代)